

差 押 債 権 目 録

金.....円

ただし、債務者が第三債務者に対して有する下記貯金債権（貯金事務センター扱い）にして、下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで。

記

- 1 差押えのない貯金と差押えのある貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 先行の差押え、仮差押えのないもの
 - (2) 先行の差押え、仮差押えのあるもの
- 2 担保権の設定されている貯金とされていない貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 担保権の設定されていないもの
 - (2) 担保権の設定されているもの
- 3 数種の貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 定期貯金
 - (2) 定額貯金
 - (3) 通常貯蓄貯金
 - (4) 通常貯金
 - (5) 振替貯金
- 4 同種の貯金が数口あるときは、記号番号の若い順序による。

なお、記号番号が同一の貯金が数口あるときは、貯金に付せられた番号の若い順序による。